令和８年度国民健康保険パンフレットの一部変更について

令和８年度国民健康保険パンフレットに一部変更がありましたのでお知らせします。

◆１４ページについて

令和８年６月１日以降、入院したときの食費・居住費用が以下の通り変更になります。

◎入院したときの食費

所得区分		食費（1食につき）
下記以外の人		550円
●住民税非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	90日までの入院	270円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	220円
低所得者Ⅰ		130円

※指定難病患者等は330円です。

◎６５歳以上の人が療養病床に入院したときの食費・居住費

所得区分	食費（1食につき）			居住費（1日につき）	
	右記以外の人	入院医療の必要性が高い人	指定難病患者	右記以外の人	指定難病患者
下記以外の人	550円	550円	330円	430円	0円
●住民税非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	270円	270円※	270円※		
低所得者Ⅰ	160円	130円	130円		

※90日以上を超える入院（過去12か月の入院日数）の場合は申請により220円になります。

	食費（1食につき）	居住費（1日につき）
境界層該当者	130円	0円

◆２０、２１ページについて

令和８年８月１日以降、高額療養費の上限額が以下の通り変更になります。

70 歳以上 75 歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分		外来のみ(個人単位)	外来+入院【月額上限】(世帯単位)	外来+入院【年間上限】(世帯単位)
現役並みⅢ（課税所得 690 万円以上）		270,300 円 ＋（医療費-901,000 円）×1%（年４回目以降 140,100 円）		1,680,000 円
現役並みⅡ（課税所得 380 万円以上）		179,100 円 ＋（医療費-597,000 円）×1%（年４回目以降 93,000 円）		1,110,000 円
現役並みⅠ（課税所得 145 万円以上）		85,800 円 ＋（医療費-286,000 円）×1%（年４回目以降 44,400 円）		530,000 円
一般		22,000 円（年間上限額216,000 円）	61,500 円（年４回目以降 44,400 円）	530,000 円
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ以外）	11,000 円（年間上限額96,000 円）	25,700 円（年４回目以降 24,600 円）	290,000 円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯	8,000 円	15,700 円	180,000 円

７０歳未満の人の自己負担限度額（月額）

区分	所得区分	年３回目まで	年４回目以降	年間上限
ア	基準総所得額 901 万円超	270,300 円 ＋（医療費-901,000 円）×1%	140,100 円	1,680,000 円
イ	基準総所得額 600 万円超～901 万円以下	179,100 円＋（医療費-597,000 円）×1%	93,000 円	1,110,000 円
ウ	基準総所得額 210 万円超～600 万円以下	85,800 円＋（医療費-286,000 円）×1%	44,400 円	530,000 円
エ	基準総所得額 210 万円以下	61,500 円	44,400 円	530,000 円
オ	住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円	290,000 円

◆２１ページ（★７０歳以上７５歳未満の人の所得区分について）

下線部に変更します。

各世帯員の所得合計が、必要経費・控除（公的年金は控除額８０．６７万円**（令和８年８月からは８２．６５万円）**。給与所得から１０万円控除）を差し引いたときに０円になる。